

平成29年度税制改正の大綱(抜粋)

〔平成28年12月22日
閣議決定〕

四 消費課税

2 車体課税の見直し

(国 税)

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置(下記(2)において「自動車重量税のエコカー減税」という。)について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 天然ガス自動車(車両総重量が3.5t以下のもの)

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、平成30年排出ガス規制に適合するものを加える。

② 乗用自動車

イ 燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	平成29年5月 1 日以後	平成30年5月 1 日以後
平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より40%以上燃費性能の良いもの
平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの	平成27年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

ロ 上記イの改正により本措置の対象外となる揮発油自動車（ハイブリッド自動車及び軽自動車を除く。）で次に掲げるものについては、その新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

（イ）平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車で平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

（ロ）平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良い自動車で平成30年5月1日から平成31年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものを加える。

ニ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。）で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものを加える。

ホ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成30年排出ガス規制に適合するものを加える。

ヘ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる揮発油自動車及び石油ガス自動車は、次に掲げるものとする。

（イ）平成32年度燃費基準値より40%以上燃費性能の良い自動車で平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

（ロ）平成32年度燃費基準値より50%以上燃費性能の良い自動車で平成30年5月1日から平成31年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

③ バス・トラック（車両総重量が2.5t以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いものを加える。

④ バス・トラック（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で次に掲げるものを加える。

(イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度

(ロ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成30年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすものを加える。

⑤ バス・トラック（車両総重量が3.5tを超えるもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成21年排出ガス規制に適合するもの（平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を除く。）を除外する。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の軽油自動車で平成28年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加える。

(2) 自動車重量税のエコカー減税の適用を受け、又は本則税率の適用を受けた自動車の自動車重量税について、自動車製作者等の不正行為に起因し納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等は当該納付不足額を納める義務があるものとする等、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成29年4月1日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

〈自動車取得税〉

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 天然ガス自動車（車両総重量が3.5t以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、平成30年排出ガス規制に適合するものを加える。

② 乗用車

イ 燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	平成29年4月 1 日以後	平成30年4月 1 日以後
平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より40%以上燃費性能の良いもの
平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	—	平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの	平成27年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

- ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものを加える。
- ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。）で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものを加える。
- ニ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成30年排出ガス規制に適合するものを加える。
- ② バス・トラック（車両総重量が2.5t以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いものを加える。

③ バス・トラック（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの）

イ 現行、税率を80%軽減する自動車に係る軽減割合を75%とし、税率を60%軽減する自動車に係る軽減割合を50%とし、税率を40%軽減する自動車に係る軽減割合を25%とする。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で次に掲げるものを加える。

(イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの

(ロ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成30年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすものを加える。

④ バス・トラック（車両総重量が3.5tを超えるもの）

イ 現行、税率を80%軽減する自動車に係る軽減割合を75%とし、税率を60%軽減する自動車に係る軽減割合を50%とし、税率を40%軽減する自動車に係る軽減割合25%とする。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成21年排出ガス規制に適合するもの（平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を除く。）を除外する。

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の軽油自動車で平成28年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加える。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車を除く。）の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、乗用車に係る燃費性能に関する要件を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する。

現 行	平成29年4月 1 日以後	平成30年4月 1 日以後
平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より40%以上燃費性能の良いもの
平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	—	平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの	平成27年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

(3)その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税〉

(4) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化例」）について、次のとおり適用期限を2年延長する。

① 自動車税のグリーン化特例(軽課)

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録された自動車について、次のとおり、当該登録の翌年度に特例措置を講ずる。

イ 次に掲げる自動車について、税率を概ね100分の75軽減する。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ホ) 平成30年排出ガス規制に適合する乗用車又は平成21年排出ガス規制に適合する乗用車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のち、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車に限る。）について、税率を概ね100分の50軽減する。

② 自動車税のグリーン化特例(重課)

現行のグリーン化特例(重課)の適用期限を2年延長し、平成30年度分及び平成31年度分を特例措置の対象とする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税〉

(6) 軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、次のとおり適用期限を2年延長する。

① 次に掲げる軽自動車について、税率を概ね100分の75軽減する。

イ 電気軽自動車

ロ 天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

③ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良い

もの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より 35%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、税率を概ね100分の50軽減する。

- ④ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、②の軽自動車を除く。）について、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、②の軽自動車を除く。）について、税率を概ね100分の25軽減する。

(7) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車取得税・自動車税・軽自動車税〉

- (8) 自動車製作者等の不正行為に起因し自動車取得税等の納付不足額が発生した場合の対応について、国税における制度の取扱い等を踏まえ、所要の措置を講ずる。

平成 29 年度与党税制改正大綱（抜粋）

平成 29 年 12 月 8 日
自由民主党
公明 党

第一 平成 29 年度税制改正の基本的な考え方

5 車体課税の見直し

一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った今回の不正は、エコカー減税制度の根幹を揺るがす問題である。燃費不正対策を強化するため、道路運送車両法を改正するとともに、税制においても、燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置を講ずる。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長する。その実施に当たっては、段階的に基準を引き上げることとする。なお、自動車重量税については、ガソリン車への配慮等の観点から、時限的・特例的な措置を講ずる。

エコカー減税は、燃費水準の向上により、見直しを行わないと、政策インセンティブ機能が低下し、税収も減少していくという性質を有する。他方、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に、国・地方において多額の財源が必要となることが見込まれる。今後、適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

平成 28 年度末で期限切れを迎える自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、重点化を行った上で2年間延長する。また、環境性能割導入以後のグリーン化特例（軽課）については、平成26年度及び平成28年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成 31 年度税制改正において具体的な結論を得る。

なお、消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成 31 年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

平成 28 年度与党税制改正大綱（抜粋）

（平成 27 年 12 月 16 日）
自由民主党
公明党

第一 平成 28 年度税制改正の基本的な考え方

5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率 10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1年間延長する。

なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成 29 年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

エコカー減税・グリーン化特例については、以下のとおり見直した上で2年間延長する。

エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)

現行	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	
自動車重量税	本則※2	▲25%		▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税	対象外	▲20%	▲40%	▲60%	▲80%		非課税

平成29年度	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	
自動車重量税	対象外	本則※2	▲25%	▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税	対象外		▲20%	▲40%	▲60%		非課税

平成30年度	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準				EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	+30%	
自動車重量税	対象外		本則※2	▲25%	▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税	対象外			▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	非課税

グリーン化特例(自動車税等)

現行	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	+20%	達成※4	+10%	
登録車	対象外			▲50%		▲75%	
軽自動車	対象外				▲25%	▲50%	▲75%

平成29・30年度	平成27年度燃費基準				平成32年度燃費基準				EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	+20%	達成	+10%	+20%	+30%	
登録車	対象外					▲50%		▲75%	
軽自動車	対象外					▲25%	▲50%	▲75%	

重量車

現行	平成27年度燃費基準					EV等 ※1
	未達成	達成	+5%	+10%	+15%	
自動車重量税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税		▲40%	▲60%	▲80%		非課税

平成29・30年度	平成27年度燃費基準					EV等 ※1
	未達成	達成	+5%	+10%	+15%	
自動車重量税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税						非課税

平成29・30年度		軽減率	※現行制度のまま 2年間延長
EV等※1		▲75%	

※1 EV等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指し、軽自動車税のグリーン化特例においては、電気自動車、天然ガス自動車を指し、重量車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。

※2 新車新規検査時に限り、当分の間税率でなく本則税率が適用となる(平成29年度以降はハイブリッド自動車及び軽自動車を除く)。

※3 乗用車においては、現行制度では、新車新規検査時に免税を受けた車両について、平成29年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%を達成している車両について、平成30年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+50%を達成している車両について、それぞれ初回継続検査時も免税する。重量車においては、新車新規検査時に免税を受けた車両について、初回継続検査時も免税する。

※4 平成32年度燃費基準達成車については、平成27年度燃費基準+20%を達成している

エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）の概要

〔適用期間〕 ・自動車取得税(取得税)：平成29年4月1日～平成31年3月31日

・自動車重量税(重量税) : 平成29年5月1日～平成31年4月30日

・乗用車については、1年ごとに要件を切上げた上で、2年間の延長(乗用車の各年度の適用期間は下記に記載)

〔適用内容〕 ・減税対象車について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用（1回限り）

・新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時も免税。ただし、乗用車については、平成29年度は免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両、平成30年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+50%以上を達成している車両についてのみ初回継続検査時も免税となる。

(※1) ハイブリッド自動車及び軽自動車を除く自動車が新車新規検査を受検する時に限り、当分の間税率でなく本則税率が適用となる。

(※2) 初回継続検査時に受けられる減免措置については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の交付等を受けた場合に限り適用される。

1. 乗用車

○平成29年度 取得税：平成29年4月1日～平成30年3月31日
 香典料 平成29年5月1日～平成29年4月30日

重量税：平成29年5月1日～平成30年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容							
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合)		取得税		非課税							
		重量税	新車新規検査	免税							
			初回継続検査	免税(*2)							
	燃費性能 排ガス性能			平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準				
				達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	+30%	+40%
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	取得税				20%軽減		40%軽減	60%軽減	非課税	
		重量税	新車新規検査		本則税率 (*1)	25%軽減		50%軽減	75%軽減	免税	
			初回継続検査								

○平成30年度 取得税：平成30年4月1日～平成31年3月31日

重量税：平成30年5月1日～平成31年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容									
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合の乗用車)		取得税		非課税									
		重量税	新車新規検査	免税									
			初回継続検査	免税(*2)									
	燃費性能 排ガス性能			平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準						
				達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	+30%	+40%	+50%	
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	取得税					20%軽減	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税		
		重量税	新車新規検査	本則税率 (*1)		25%軽減	50%軽減	75%軽減		免税			
			初回継続検査										免税 (*2)

2. 軽量車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		取得税		非課税					
		重量税	新車新規検査	免税					
			初回継続検査	免税(*2)					
	燃費性能 排ガス性能			平成27年度燃費基準					
				達成	+5%	+10%	+15%	+20%	+25%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	取得税			20%軽減	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税
		重量税	新車新規検査		25%軽減		50%軽減	75%軽減	免税
			初回継続検査						

3. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

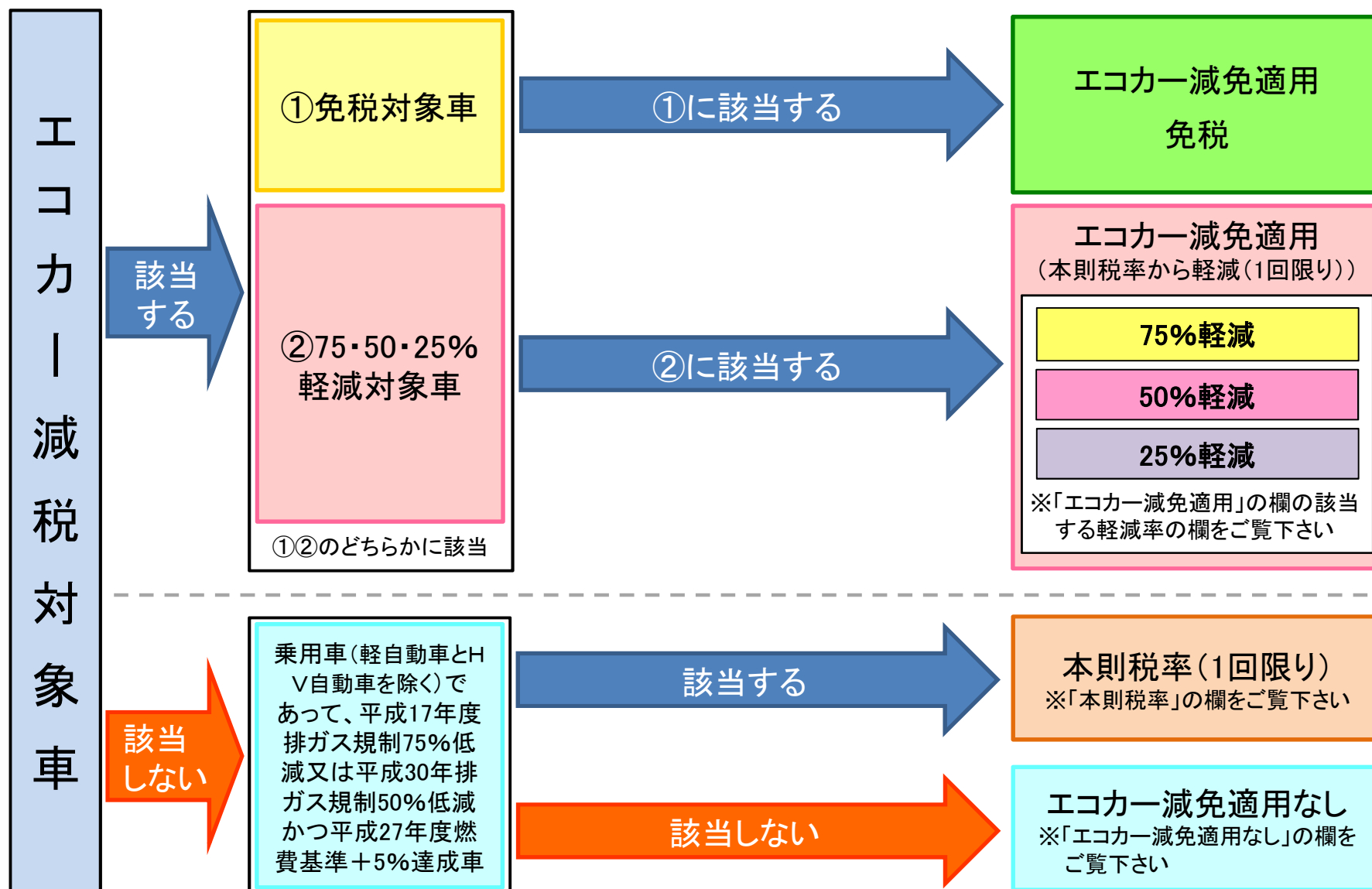
対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		取得税		非課税			
		重量税	新車新規検査	免税			
			初回継続検査	免税(*2)			
	燃費性能 排ガス性能			平成27年度燃費基準			
				達成	+5%	+10%	+15%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	取得税		25%軽減	50%軽減	75%軽減	非課税
		重量税	新車新規検査				免税
			初回継続検査				免税(*2)
	平成17年排ガス規制50%低減 又は 平成30年排ガス規制25%低減	取得税			25%軽減	50%軽減	75%軽減
		重量税	新車新規検査				
			初回継続検査				
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	取得税		25%軽減	50%軽減	75%軽減	非課税
		重量税	新車新規検査				免税
			初回継続検査				免税(*2)
	平成21年排ガス規制適合	取得税			25%軽減	50%軽減	75%軽減
		重量税	新車新規検査				
			初回継続検査				

4. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ・プラグインハイブリッド自動車		取得税		非課税			
		重量税	新車新規検査	免税			
			初回継続検査	免税(*2)			
	燃費性能 排ガス性能			平成27年度燃費基準			
				達成	+5%	+10%	+15%
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排ガス規制適合	取得税		25%軽減	50%軽減	75%軽減	非課税
		重量税	新車新規検査				免税
			初回継続検査				免税(*2)

平成29年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その1

○平成29年5月1日から平成30年4月30日までに新車新規登録等を行う場合



平成29年5月1日からの自動車重量税の税額表

<新車新規登録等時における自動車重量税の税額>

※1 乗用車については、平成27年度燃費基準+5%達成かつ平成17年排ガス規制75%低減又は平成27年度燃費基準+5%達成かつ平成30年排ガス規制50%低減のものは、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録等を行った場合における納付すべき税額が本則税率による税額となります。

1. 乗用車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	3年自家用						2年自家用						1年事業用					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし
	免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減		
0.5トン以下	免税	1,800	3,700	5,600	7,500	12,300		1,200	2,500	3,700	5,000	8,200		600	1,200	1,800	2,500	2,600
～1		3,700	7,500	11,200	15,000	24,600		2,500	5,000	7,500	10,000	16,400		1,200	2,500	3,700	5,000	5,200
～1.5		5,600	11,200	16,800	22,500	36,900		3,700	7,500	11,200	15,000	24,600		1,800	3,700	5,600	7,500	7,800
～2		7,500	15,000	22,500	30,000	49,200		5,000	10,000	15,000	20,000	32,800		2,500	5,000	7,500	10,000	10,400
～2.5		9,300	18,700	28,100	37,500	61,500		6,200	12,500	18,700	25,000	41,000		3,100	6,200	9,300	12,500	13,000
～3		11,200	22,500	33,700	45,000	73,800		7,500	15,000	22,500	30,000	49,200		3,700	7,500	11,200	15,000	15,600

2. 特種用途車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	2年自家用						1年自家用						2年事業用						1年事業用					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし
	免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減		
1トン以下	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	8,200		600	1,200	1,800	2,500	4,100		1,200	2,500	3,700	5,000	5,200		600	1,200	1,800	2,500	2,600
～2		2,500	5,000	7,500	10,000	16,400		1,200	2,500	3,700	5,000	8,200		2,500	5,000	7,500	10,000	10,400		1,200	2,500	3,700	5,000	5,200
～2.5		3,700	7,500	11,200	15,000	24,600		1,800	3,700	5,600	7,500	12,300		3,700	7,500	11,200	15,000	15,600		1,800	3,700	5,600	7,500	7,800
～3		3,700	7,500	11,200		24,600		1,800	3,700	5,600		12,300		3,700	7,500	11,200		15,600		1,800	3,700	5,600		7,800
～4		5,000	10,000	15,000		32,800		2,500	5,000	7,500		16,400		5,000	10,000	15,000		20,800		2,500	5,000	7,500		10,400
～5		6,200	12,500	18,700		41,000		3,100	6,200	9,300		20,500		6,200	12,500	18,700		26,000		3,100	6,200	9,300		13,000
～6		7,500	15,000	22,500		49,200		3,700	7,500	11,200		24,600		7,500	15,000	22,500		31,200		3,700	7,500	11,200		15,600
～7		8,700	17,500	26,200		57,400		4,300	8,700	13,100		28,700		8,700	17,500	26,200		36,400		4,300	8,700	13,100		18,200
～8		10,000	20,000	30,000		65,600		5,000	10,000	15,000		32,800		10,000	20,000	30,000		41,600		5,000	10,000	15,000		20,800
～9		11,200	22,500	33,700		73,800		5,600	11,200	16,800		36,900		11,200	22,500	33,700		46,800		5,600	11,200	16,800		23,400
～10		12,500	25,000	37,500		82,000		6,200	12,500	18,700		41,000		12,500	25,000	37,500		52,000		6,200	12,500	18,700		26,000
～11		13,700	27,500	41,200		90,200		6,800	13,700	20,600		45,100		13,700	27,500	41,200		57,200		6,800	13,700	20,600		28,600
～12		15,000	30,000	45,000		98,400		7,500	15,000	22,500		49,200		15,000	30,000	45,000		62,400		7,500	15,000	22,500		31,200
～13		16,200	32,500	48,700		106,600		8,100	16,200	24,300		53,300		16,200	32,500	48,700		67,600		8,100	16,200	24,300		33,800
～14		17,500	35,000	52,500		114,800		8,700	17,500	26,200		57,400		17,500	35,000	52,500		72,800		8,700	17,500	26,200		36,400
～15		18,700	37,500	56,200		123,000		9,300	18,700	28,100		61,500		18,700	37,500	56,200		78,000		9,300	18,700	28,100		39,000
～16		20,000	40,000	60,000		131,200		10,000	20,000	30,000		65,600		20,000	40,000	60,000		83,200		10,000	20,000	30,000		41,600
～17		21,200	42,500	63,700		139,400		10,600	21,200	31,800		69,700		21,200	42,500	63,700		88,400		10,600	21,200	31,800		44,200
～18		22,500	45,000	67,500		147,600		11,200	22,500	33,700		73,800		22,500	45,000	67,500		93,600		11,200	22,500	33,700		46,800
～19		23,700	47,500	71,200		155,800		11,800	23,700	35,600		77,900		23,700	47,500	71,200		98,800		11,800	23,700	35,600		49,400
～20		25,000	50,000	75,000		164,000		12,500	25,000	37,500		82,000		25,000	50,000	75,000		104,000		12,500	25,000	37,500		52,000
～21		26,200	52,500	78,700		172,200		13,100	26,200	39,300		86,100		26,200	52,500	78,700		109,200		13,100	26,200	39,300		54,600
～22		27,500	55,000	82,500		180,400		13,700	27,500	41,200		90,200		27,500	55,000	82,500		114,400		13,700	27,500	41,200		57,200
～23		28,700	57,500	86,200		188,600		14,300	28,700	43,100		94,300		28,700	57,500	86,200		119,600		14,300	28,700	43,100		59,800
～24		30,000	60,000	90,000		196,800		15,000	30,000	45,000		98,400		30,000	60,000	90,000		124,800		15,000	30,000	45,000		62,400
～25		31,200	62,500	93,700		205,000		15,600	31,200	46,800		102,500		31,200	62,500	93,700		130,000		15,600	31,200	46,800		65,000

3. トラック(車両総重量8トン未満)

(表中の税額単位:円)

区分 車両総重量	2年自家用						2年事業用					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし
	免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減		
1トン以下	免税		1,200	2,500	3,700	5,000	6,600		1,200	2,500	3,700	5,200
～2			2,500	5,000	7,500	10,000	13,200		2,500	5,000	7,500	10,400
～2.5			3,700	7,500	11,200	15,000	19,800		3,700	7,500	11,200	15,600
～3			3,700	7,500	11,200		24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
～4			5,000	10,000	15,000		32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
～5			6,200	12,500	18,700		41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～6			7,500	15,000	22,500		49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
～7			8,700	17,500	26,200		57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
～8			10,000	20,000	30,000		65,600		10,000	20,000	30,000	41,600

平成29年5月1日からの自動車重量税の税額表

<新車新規登録等時における自動車重量税の税額>

※1 乗用車については、平成27年度燃費基準+5%達成かつ平成17年排ガス規制75%低減又は平成27年度燃費基準+5%達成かつ平成30年排ガス規制50%低減のものは、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録等を行った場合における納付すべき税額が本則税率による税額となります。

4. バス、トラック(トラックは車両総重量8トンから適用)

(表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用						1年事業用					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則税率 ※1	エコカー減免 適用なし
	免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減		
1トン以下		600	1,200	1,800	2,500	4,100		600	1,200	1,800	2,500	2,600
～2		1,200	2,500	3,700	5,000	8,200		1,200	2,500	3,700	5,000	5,200
～2.5		1,800	3,700	5,600	7,500	12,300		1,800	3,700	5,600	7,500	7,800
～3		1,800	3,700	5,600		12,300		1,800	3,700	5,600		7,800
～4		2,500	5,000	7,500		16,400		2,500	5,000	7,500		10,400
～5		3,100	6,200	9,300		20,500		3,100	6,200	9,300		13,000
～6		3,700	7,500	11,200		24,600		3,700	7,500	11,200		15,600
～7		4,300	8,700	13,100		28,700		4,300	8,700	13,100		18,200
～8		5,000	10,000	15,000		32,800		5,000	10,000	15,000		20,800
～9		5,600	11,200	16,800		36,900		5,600	11,200	16,800		23,400
～10		6,200	12,500	18,700		41,000		6,200	12,500	18,700		26,000
～11		6,800	13,700	20,600		45,100		6,800	13,700	20,600		28,600
～12		7,500	15,000	22,500		49,200		7,500	15,000	22,500		31,200
～13		8,100	16,200	24,300		53,300		8,100	16,200	24,300		33,800
～14		8,700	17,500	26,200		57,400		8,700	17,500	26,200		36,400
～15	免税	9,300	18,700	28,100		61,500	免税	9,300	18,700	28,100		39,000
～16		10,000	20,000	30,000		65,600		10,000	20,000	30,000		41,600
～17		10,600	21,200	31,800		69,700		10,600	21,200	31,800		44,200
～18		11,200	22,500	33,700		73,800		11,200	22,500	33,700		46,800
～19		11,800	23,700	35,600		77,900		11,800	23,700	35,600		49,400
～20		12,500	25,000	37,500		82,000		12,500	25,000	37,500		52,000
～21		13,100	26,200	39,300		86,100		13,100	26,200	39,300		54,600
～22		13,700	27,500	41,200		90,200		13,700	27,500	41,200		57,200
～23		14,300	28,700	43,100		94,300		14,300	28,700	43,100		59,800
～24		15,000	30,000	45,000		98,400		15,000	30,000	45,000		62,400
～25		15,600	31,200	46,800		102,500		15,600	31,200	46,800		65,000
～26		16,200	32,500	48,700		106,600		16,200	32,500	48,700		67,600
～27		16,800	33,700	50,600		110,700		16,800	33,700	50,600		70,200
～28		17,500	35,000	52,500		114,800		17,500	35,000	52,500		72,800
～29		18,100	36,200	54,300		118,900		18,100	36,200	54,300		75,400
～30		18,700	37,500	56,200		123,000		18,700	37,500	56,200		78,000

5. 検査対象軽自動車(二輪を除く)

(表中の税額単位:円)

※この税率は、平成27年度分以降の税率に引き上げられた税率に引き															
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6. 小型二輪車

(表中の税額単位:円)

	3年自家用	2年自家用	3年事業用
	5,700	3,800	4,500

エコカー減税対象外

7. 検査対象外軽自動車

(表中の税額単位:円)

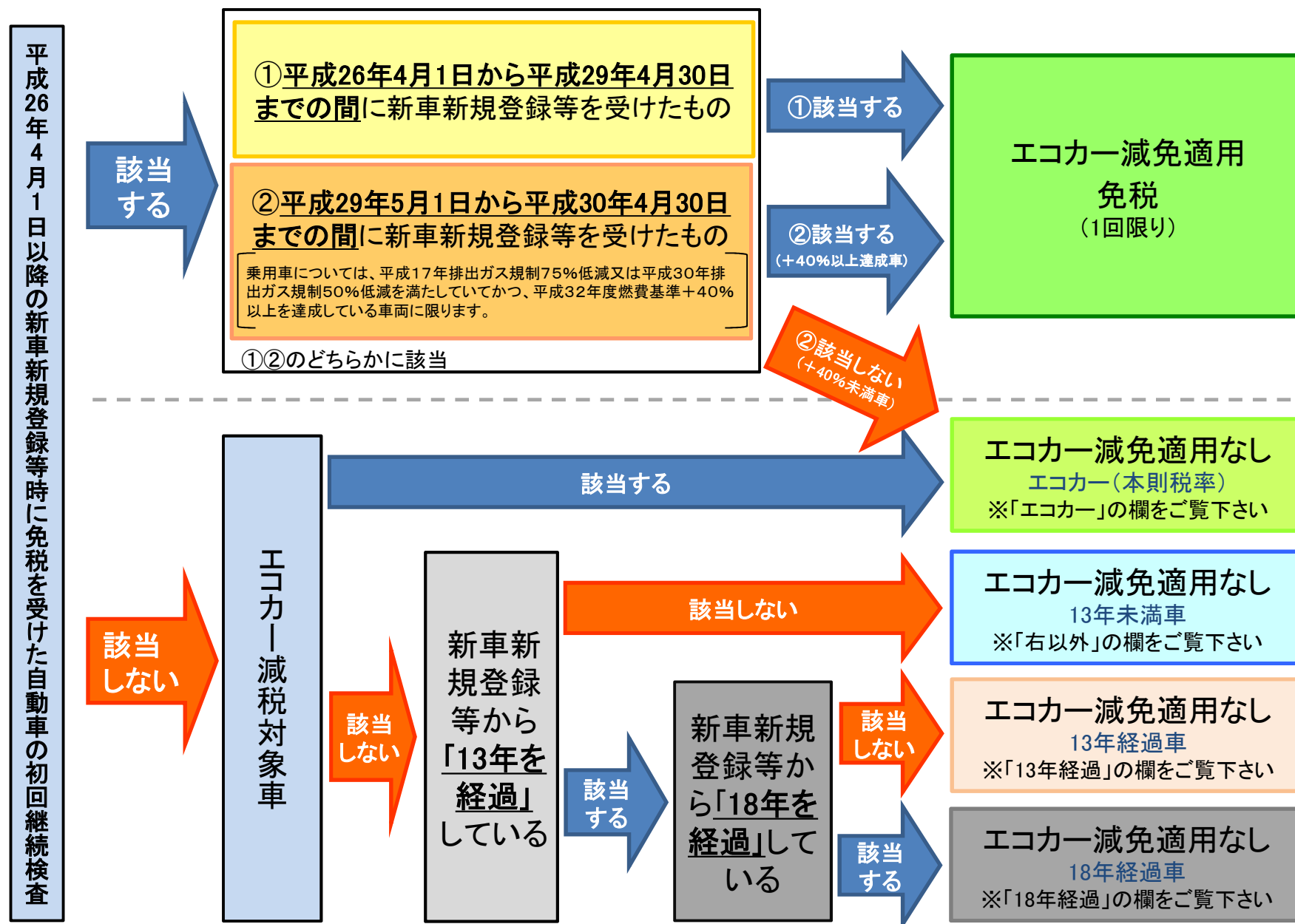
	二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用
	4,900	4,100	9,900	7,800

エコカー減税対象外

(注) 2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

平成29年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

○平成29年5月1日から平成30年4月30日までに継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

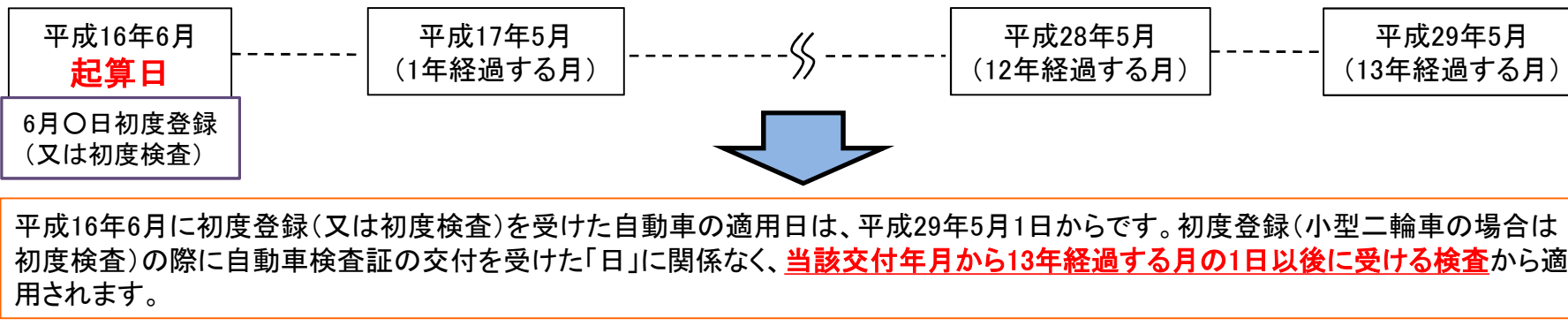


新車新規登録等から13・18年経過する自動車の経過年数の考え方(参考)

① 登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪車の場合は初度検査年月)から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「**13年経過**」となります。(租税特別措置法:第九十条の十一の二、第九十条の十一の三)

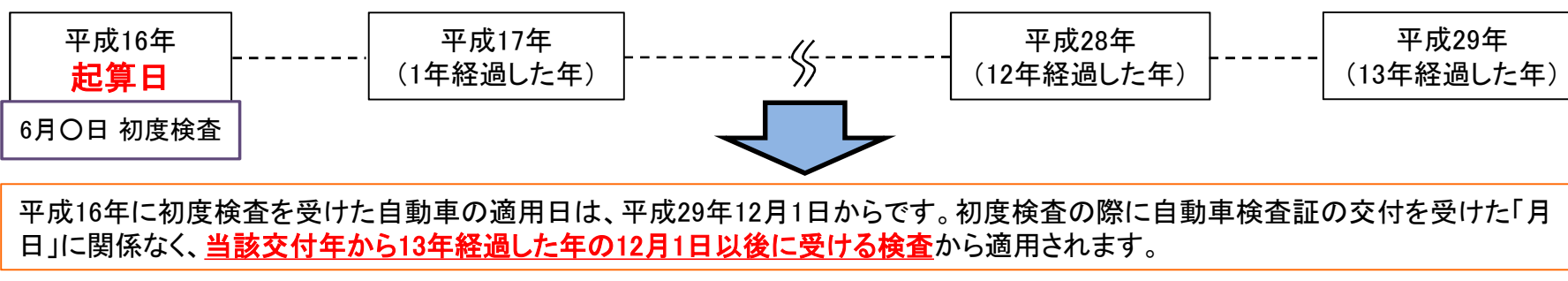
例:平成16年6月に初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)を受けた自動車の場合



② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「**13年経過**」となります。(租税特別措置法施行令:第五十一条の三)

例:平成16年に初度検査を受けた自動車の場合



※「18年経過」の考え方も同様。

※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、①にあっては13年(18年)を経過する月の前月から、②にあっては13年(18年)を経過した年の11月から適用されます。

平成29年5月1日からの自動車重量税の税額表

<継続検査等時における自動車重量税の税額>

※2 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時も免税。ただし、乗用車については、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時も免税となります。

※3 平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録等時に減免(免税、75%、50%、25%軽減)を受けた自動車については、初回継続検査時に納付すべき税額が本則税率となります。

乗用車		(表中の税額単位:円)																				
区分	2年自家用								1年自家用								1年事業用					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし						エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし						エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし			
			エコカー (本則税率)		エコカー以外						エコカー (本則税率)		エコカー以外						エコカー (本則税率)		エコカー以外	
					右以外	13年経過		18年経過					右以外	13年経過		18年経過						
						H28.3.31 まで	H28.4.1 以後							H28.3.31 まで	H28.4.1 以後							
車両重量	免税※2	50%減※3	右以外	H28.3.31 まで	H28.4.1 以後	18年経過	免税※2	50%減※3	右以外	H28.3.31 まで	H28.4.1 以後	18年経過	免税※2	50%減※3	右以外	13年経過	18年経過					
0.5t以下	免税	2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	1,200	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300	免税	1,200	2,500	2,600	2,700	2,800		
～1		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600		2,500	5,000	5,200	5,400	5,600		
～1.5		7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		3,700	7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		3,700	7,500	7,800	8,100	8,400		
～2		10,000	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		5,000	10,000	10,400	10,800	11,200		
～2.5		12,500	25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		6,200	12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		6,200	12,500	13,000	13,500	14,000		
～3	15,000	30,000	49,200	64,800	68,400	75,600	7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800	7,500	15,000	15,600	16,200	16,800					

特種用途車																									(表中の税額単位:円)									
区分 車両 総重量	2年自家用							1年自家用							2年事業用							1年事業用												
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし										
			エコカー (本則税率)	エコカー以外			18年経過			エコカー (本則税率)	エコカー以外			18年経過			エコカー (本則税率)	エコカー以外			18年経過			エコカー (本則税率)	エコカー以外									
				右以外	H28.3.31 まで	H28.4.1 以後					右以外	H28.3.31 まで	H28.4.1 以後					右以外	H28.3.31 まで	H28.4.1 以後					右以外	H28.3.31 まで	H28.4.1 以後							
	免税 ※2	50%減 ※3	右以外	H28.3.31 まで	H28.4.1 以後	18年経過	免税 ※2	50%減 ※3	右以外	H28.3.31 まで	H28.4.1 以後	18年経過	免税 ※2	50%減 ※3	右以外	13年経過	18年経過	免税 ※2	50%減 ※3	右以外	13年経過	18年経過	免税 ※2	50%減 ※3	右以外	13年経過	18年経過							
1トン以下	2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600		1,200	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300		2,500	5,000	5,200	5,400	5,600		1,200	2,500	2,600	2,700	2,800									
～2	5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600		5,000	10,000	10,400	10,800	11,200		2,500	5,000	5,200	5,400	5,600									
～3	7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		3,700	7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		7,500	15,000	15,600	16,200	16,800		3,700	7,500	7,800	8,100	8,400									
～4	10,000	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		10,000	20,000	20,800	21,600	22,400		5,000	10,000	10,400	10,800	11,200									
～5	12,500	25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		6,200	12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		12,500	25,000	26,000	27,000	28,000		6,200	12,500	13,000	13,500	14,000									
～6	15,000	30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		15,000	30,000	31,200	32,400	33,600		7,500	15,000	15,600	16,200	16,800									
～7	17,500	35,000	57,400	75,600	79,800	88,200		8,700	17,500	28,700	37,800	39,900	44,100		17,500	35,000	36,400	37,800	39,200		8,700	17,500	18,200	18,900	19,600									
～8	20,000	40,000	65,600	86,400	91,200	100,800		10,000	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		20,000	40,000	41,600	43,200	44,800		10,000	20,000	20,800	21,600	22,400									
～9	22,500	45,000	73,800	97,200	102,600	113,400		11,200	22,500	36,900	48,600	51,300	56,700		22,500	45,000	46,800	48,600	50,400		11,200	22,500	23,400	24,300	25,200									
～10	25,000	50,000	82,000	108,000	114,000	126,000		12,500	25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		25,000	50,000	52,000	54,000	56,000		12,500	25,000	26,000	27,000	28,000									
～11	27,500	55,000	90,200	118,800	125,400	138,600		13,700	27,500	45,100	59,400	62,700	69,300		27,500	55,000	57,200	59,400	61,600		13,700	27,500	28,600	29,700	30,800									
～12	30,000	60,000	98,400	129,600	136,800	151,200		15,000	30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		30,000	60,000	62,400	64,800	67,200		15,000	30,000	31,200	32,400	33,600									
～13	免税	32,500	65,000	106,600	140,400	148,200	163,800	免税	16,200	32,500	53,300	70,200	81,900		免税	32,500	65,000	67,600	70,200	72,800	免税	16,200	32,500	33,800	35,100	36,400								
～14		35,000	70,000	114,800	151,200	159,600	176,400		17,500	35,000	57,400	75,600	88,200		35,000	70,000	72,800	75,600	78,400		17,500	35,000	36,400	37,800	39,200									
～15		37,500	75,000	123,000	162,000	171,000	189,000		18,700	37,500	61,500	81,000	94,500		37,500	75,000	78,000	81,000	84,000		18,700	37,500	39,000	40,500	42,000									
～16		40,000	80,000	131,200	172,800	182,400	201,600		20,000	40,000	65,600	86,400	91,200	100,800		40,000	80,000	83,200	86,400	89,600		20,000	40,000	41,600	43,200	44,800								
～17		42,500	85,000	139,400	183,600	193,800	214,200		21,200	42,500	69,700	91,800	96,900	107,100		42,500	85,000	88,400	91,800	95,200		21,200	42,500	44,200	45,900	47,600								
～18		45,000	90,000	147,600	194,400	205,200	226,800		22,500	45,000	73,800	97,200	102,600	113,400		45,000	90,000	93,600	97,200	100,800		22,500	45,000	46,800	48,600	50,400								
～19		47,500	95,000	155,800	205,200	216,600	239,400		23,700	47,500	77,900	102,600	108,300	119,700		47,500	95,000	98,800	102,600	106,400		23,700	47,500	49,400	51,300	53,200								
～20		50,000	100,000	164,000	216,000	228,000	252,000		25,000	50,000	82,000	108,000	114,000	126,000		50,000	100,000	104,000	108,000	112,000		25,000	50,000	52,000	54,000	56,000								
～21		52,500	105,000	172,200	226,800	239,400	264,600		26,200	52,500	86,100	113,400	119,700	132,300		52,500	105,000	109,200	113,400	117,600		26,200	52,500	54,600	56,700	58,800								
～22		55,000	110,000	180,400	237,600	250,800	277,200		27,500	55,000	90,200	118,800	125,400	138,600		55,000	110,000	114,400	118,800	123,200		27,500	55,000	57,200	59,400	61,600								
～23		57,500	115,000	188,600	248,400	262,200	289,800		28,700	57,500	94,300	124,200	131,100	144,900		57,500	115,000	119,600	124,200	128,800		28,700	57,500	59,800	62,100	64,400								
～24		60,000	120,000	196,800	259,200	273,600	302,400		30,000	60,000	98,400	129,600	136,800	151,200		60,000	120,000	124,800	129,600	134,400		30,000	60,000	62,400	64,800	67,200								
～25		62,500	125,000	205,000	270,000	285,000	315,000		31,200	62,500	102,500	135,000	142,500	157,500		62,500	125,000	130,000	135,000	140,000		31,200	62,500	65,000	67,500	70,000								

3. ドラック(車両総重量8トン未満)													(表中の税額単位: 円)			
区分 車両 総重量	1年自家用								1年事業用							
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし						エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					
			エコカー (本則税率)	右以外	エコカー以外		18年経過	エコカー (本則税率)			エコカー以外					
					13年経過						右以外					
	免税※2	50%減※3			H28.3.31まで	H28.4.1以後		免税※2	50%減※3			右以外	13年経過	18年経過		
1トン以下	免税	1,200	2,500	3,300	3,900	4,100	4,400	免税	1,200	2,500	2,600	2,700	2,800			
～2		2,500	5,000	6,600	7,800	8,200	8,800		2,500	5,000	5,200	5,400	5,600			
～2.5		3,700	7,500	9,900	11,700	12,300	13,200		3,700	7,500	7,800	8,100	8,400			
～3		3,700	7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		3,700	7,500	7,800	8,100	8,400			
～4		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		5,000	10,000	10,400	10,800	11,200			
～5		6,200	12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		6,200	12,500	13,000	13,500	14,000			
～6		7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		7,500	15,000	15,600	16,200	16,800			
～7		8,700	17,500	28,700	37,800	39,900	44,100		8,700	17,500	18,200	18,900	19,600			
～8		10,000	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		10,000	20,000	20,800	21,600	22,400			

平成29年5月1日からの自動車重量税の税額表

<継続検査等時における自動車重量税税額>

※2 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時も免税。ただし、乗用車については、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時も免税となります。

※3 平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録等時に減免(免税、75%、50%、25%軽減)を受けた自動車については、初回継続検査時に納付すべき税額が本則税率となります。

4. バス、トラック(トラックは車両総重量8トンから適用) (表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用							1年事業用					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし			
			エコカー (本則税率)	エコカー以外			エコカー以外						
				右以外	13年経過					18年経過			
					H28.3.31まで	H28.4.1以後							
免税率2	50%減率3						免税率2	50%減率3					
1トン以下	免税	1,200	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300	免税	1,200	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600		2,500	5,000	5,200	5,400	5,600
～3		3,700	7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		3,700	7,500	7,800	8,100	8,400
～4		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		5,000	10,000	10,400	10,800	11,200
～5		6,200	12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		6,200	12,500	13,000	13,500	14,000
～6		7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		7,500	15,000	15,600	16,200	16,800
～7		8,700	17,500	28,700	37,800	39,900	44,100		8,700	17,500	18,200	18,900	19,600
～8		10,000	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		10,000	20,000	20,800	21,600	22,400
～9		11,200	22,500	36,900	48,600	51,300	56,700		11,200	22,500	23,400	24,300	25,200
～10		12,500	25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		12,500	25,000	26,000	27,000	28,000
～11		13,700	27,500	45,100	59,400	62,700	69,300		13,700	27,500	28,600	29,700	30,800
～12		15,000	30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		15,000	30,000	31,200	32,400	33,600
～13		16,200	32,500	53,300	70,200	74,100	81,900		16,200	32,500	33,800	35,100	36,400
～14		17,500	35,000	57,400	75,600	79,800	88,200		17,500	35,000	36,400	37,800	39,200
～15		18,700	37,500	61,500	81,000	85,500	94,500		18,700	37,500	39,000	40,500	42,000
～16		20,000	40,000	65,600	86,400	91,200	100,800		20,000	40,000	41,600	43,200	44,800
～17		21,200	42,500	69,700	91,800	96,900	107,100		21,200	42,500	44,200	45,900	47,600
～18		22,500	45,000	73,800	97,200	102,600	113,400		22,500	45,000	46,800	48,600	50,400
～19		23,700	47,500	77,900	102,600	108,300	119,700		23,700	47,500	49,400	51,300	53,200
～20		25,000	50,000	82,000	108,000	114,000	126,000		25,000	50,000	52,000	54,000	56,000
～21		26,200	52,500	86,100	113,400	119,700	132,300		26,200	52,500	54,600	56,700	58,800
～22		27,500	55,000	90,200	118,800	125,400	138,600		27,500	55,000	57,200	59,400	61,600
～23		28,700	57,500	94,300	124,200	131,100	144,900		28,700	57,500	59,800	62,100	64,400
～24		30,000	60,000	98,400	129,600	136,800	151,200		30,000	60,000	62,400	64,800	67,200
～25		31,200	62,500	102,500	135,000	142,500	157,500		31,200	62,500	65,000	67,500	70,000
～26		32,500	65,000	106,600	140,400	148,200	163,800		32,500	65,000	67,600	70,200	72,800
～27		33,700	67,500	110,700	145,800	153,900	170,100		33,700	67,500	70,200	72,900	75,600
～28		35,000	70,000	114,800	151,200	159,600	176,400		35,000	70,000	72,800	75,600	78,400
～29		36,200	72,500	118,900	156,600	165,300	182,700		36,200	72,500	75,400	78,300	81,200
～30		37,500	75,000	123,000	162,000	171,000	189,000		37,500	75,000	78,000	81,000	84,000

5. 検査対象軽自動車(二輪を除く) (表中の税額単位:円)

	2年自家用						2年事業用					
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし			
		エコカー (本則税率)	エコカー以外			エコカー (本則税率)			エコカー以外			
			右以外	13年経過			18年経過	右以外	13年経過	18年経過		
				H28.3.31まで	H28.4.1以後							
免税率2	50%減率3	エコカー (本則税率)	右以外	13年経過		18年経過	免税率2	50%減率3	エコカー (本則税率)	右以外	13年経過	18年経過
免税	2,500			5,000	6,600		7,800	8,200				

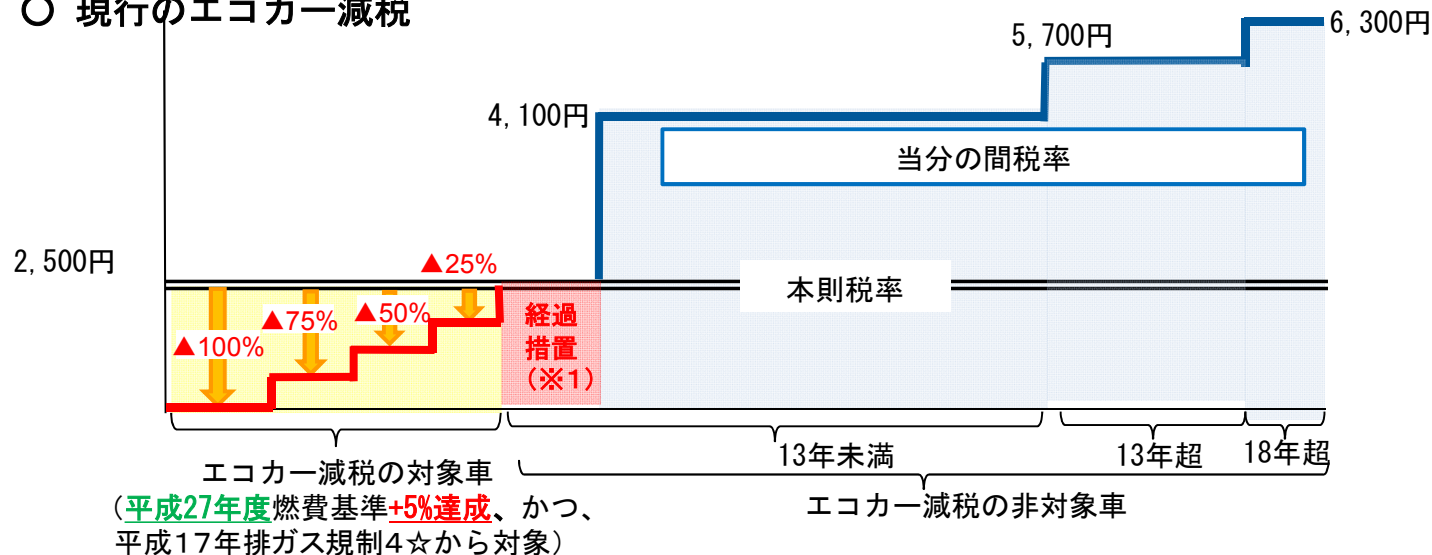
6. 小型二輪車 (表中の税額単位:円)

	2年自家用				1年自家用				2年事業用		
	右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過	18年経過
		H28.3.31まで	H28.4.1以後			H28.3.31まで	H28.4.1以後				
	3,800	4,400	4,600	5,000	1,900	2,200	2,300	2,500	3,000	3,200	3,400

エコカー減税対象外

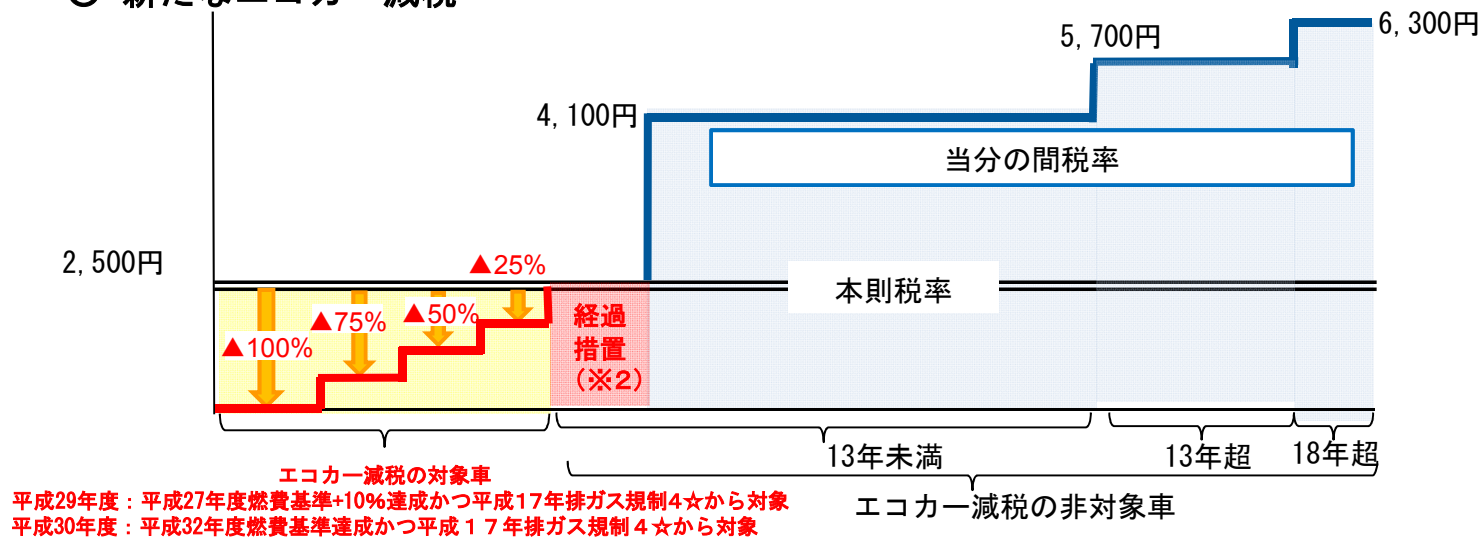
自動車重量税の本則税率の適用範囲の見直し(乗用車)

○ 現行のエコカー減税



※1 平成27年度税制改正により、エコカー減税の対象外となる平成27年度燃費基準(平成17年排ガス規制4☆)を達成する自動車であって、平成29年4月30日までに初めて自動車検査証の交付を受ける自動車に限る

○ 新たなエコカー減税



※2 平成29年度税制改正により、ハイブリッド自動車、軽自動車を除く自動車のうち、平成29年度は平成27年度燃費基準+5%(平成17年排ガス規制4☆)、平成30年度は平成27年度燃費基準+10%を達成する自動車であって、平成31年4月30日までに初めて自動車検査証の交付を受ける自動車について新車新規検査時のみ本則税率(2,500円/トン)を適用。

平成 32 年度燃費基準値及び減税対象基準値

乗用車（ガソリン車）及び小型バス（乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 以下）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +30%値	燃費基準 +40%値	燃費基準 +50%値
1. 車両重量が 741kg 未満	24.6	27.1	29.6	32.0	34.5	36.9
2. 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	24.5	27.0	29.4	31.9	34.3	36.8
3. 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	23.7	26.1	28.5	30.9	33.2	35.6
4. 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	23.4	25.8	28.1	30.5	32.8	35.1
5. 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	21.8	24.0	26.2	28.4	30.6	32.7
6. 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	20.3	22.4	24.4	26.4	28.5	30.5
7. 車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	19.0	20.9	22.8	24.7	26.6	28.5
8. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	17.6	19.4	21.2	22.9	24.7	26.4
9. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	16.5	18.2	19.8	21.5	23.1	24.8
10. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	15.4	17.0	18.5	20.1	21.6	23.1
11. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	14.4	15.9	17.3	18.8	20.2	21.6
12. 車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	13.5	14.9	16.2	17.6	18.9	20.3
13. 車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	12.7	14.0	15.3	16.6	17.8	19.1
14. 車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	11.9	13.1	14.3	15.5	16.7	17.9
15. 車両重量が 2,271kg 以上	10.6	11.7	12.8	13.8	14.9	15.9

備考

1. 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
2. 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。

乗用車（LPG車）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +30%値	燃費基準 +40%値	燃費基準 +50%値
1. 車両重量が 741kg 未満	19.2	21.2	23.1	25.0	26.9	28.8
2. 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	19.2	21.1	23.0	24.9	26.8	28.7
3. 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	18.5	20.4	22.2	24.1	25.9	27.8
4. 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	18.3	20.1	22.0	23.8	25.6	27.4
5. 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	17.1	18.8	20.5	22.2	23.9	25.6
6. 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	15.9	17.5	19.1	20.6	22.2	23.8
7. 車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	14.9	16.4	17.8	19.3	20.8	22.3
8. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	13.8	15.2	16.5	17.9	19.3	20.6
9. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	12.9	14.2	15.5	16.8	18.1	19.4
10. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	12.1	13.3	14.5	15.7	16.9	18.1
11. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	11.3	12.4	13.5	14.7	15.8	16.9
12. 車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	10.6	11.6	12.7	13.7	14.8	15.8
13. 車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	10.0	10.9	11.9	12.9	13.9	14.9
14. 車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	9.3	10.3	11.2	12.1	13.0	14.0
15. 車両重量が 2,271kg 以上	8.3	9.1	10.0	10.8	11.6	12.5

備考

1. 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
2. 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。

平成 27 年度燃費基準値及び減税対象基準値

1. 乗用車（ガソリン車）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +20%値
1. 車両重量が 601kg 未満	22.5	23.7	24.8	27.0
2. 車両重量が 601kg 以上 741kg 未満	21.8	22.9	24.0	26.2
3. 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	21.0	22.1	23.1	25.2
4. 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	20.8	21.9	22.9	25.0
5. 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	20.5	21.6	22.6	24.6
6. 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	18.7	19.7	20.6	22.5
7. 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	17.2	18.1	19.0	20.7
8. 車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	15.8	16.6	17.4	19.0
9. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	14.4	15.2	15.9	17.3
10. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	13.2	13.9	14.6	15.9
11. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	12.2	12.9	13.5	14.7
12. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	11.1	11.7	12.3	13.4
13. 車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	10.2	10.8	11.3	12.3
14. 車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	9.4	9.9	10.4	11.3
15. 車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	8.7	9.2	9.6	10.5
16. 車両重量が 2,271kg 以上	7.4	7.8	8.2	8.9

2. 軽貨物自動車

(単位：km/ℓ)

区 分			燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値	燃費基準 +35%値
1. 車両重量が 741kg 未満	構造 A	MT	23.2	24.4	25.6	26.7	27.9	29.0	31.4
		AT	20.9	22.0	23.0	24.1	25.1	26.2	28.3
	構造 B	MT	18.2	19.2	20.1	21.0	21.9	22.8	24.6
		AT	16.4	17.3	18.1	18.9	19.7	20.5	22.2
2. 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	構造 A	MT	20.3	21.4	22.4	23.4	24.4	25.4	27.5
		AT	19.6	20.6	21.6	22.6	23.6	24.5	26.5
	構造 B	MT	18.0	18.9	19.8	20.7	21.6	22.5	24.3
		AT	16.0	16.8	17.6	18.4	19.2	20.0	21.6
3. 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	構造 A	MT	20.3	21.4	22.4	23.4	24.4	25.4	27.5
		AT	18.9	19.9	20.8	21.8	22.7	23.7	25.6
	構造 B	MT	17.2	18.1	19.0	19.8	20.7	21.5	23.3
		AT	15.4	16.2	17.0	17.8	18.5	19.3	20.8
4. 車両重量が 971kg 以上	構造 A	MT	20.3	21.4	22.4	23.4	24.4	25.4	27.5
		AT	18.9	19.9	20.8	21.8	22.7	23.7	25.6
	構造 B	MT	16.4	17.3	18.1	18.9	19.7	20.5	22.2
		AT	14.7	15.5	16.2	17.0	17.7	18.4	19.9

(注) 軽貨物自動車・・・軽自動車である貨物自動車

3. 貨物自動車（車両総重量 1.7 トン以下）

(単位：km/ℓ)

区 分		燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値
1. 車両重量が 1,081kg 未満	MT	18.5	19.5	20.4	21.3	22.2	23.2
	AT	17.4	18.3	19.2	20.1	20.9	21.8
2. 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	MT	17.1	18.0	18.9	19.7	20.6	21.4
	AT	15.8	16.6	17.4	18.2	19.0	19.8
3. 車両重量が 1,196kg 以上	MT	17.1	18.0	18.9	19.7	20.6	21.4
	AT	14.7	15.5	16.2	17.0	17.7	18.4

4. 貨物自動車（車両総重量 1. 7 トン超 3. 5 トン以下）

（１）ガソリン車

（単位：km/ℓ）

区 分			燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値
1. 車両重量が 1,311kg 未満	構造 A	MT	14.2	15.0	15.7	16.4	17.1	17.8
		AT	13.3	14.0	14.7	15.3	16.0	16.7
	構造 B 1	MT	11.9	12.5	13.1	13.7	14.3	14.9
		AT	10.9	11.5	12.0	12.6	13.1	13.7
	構造 B 2	MT	11.2	11.8	12.4	12.9	13.5	14.0
		AT	10.5	11.1	11.6	12.1	12.6	13.2
2. 車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	構造 A	MT	14.2	15.0	15.7	16.4	17.1	17.8
		AT	12.7	13.4	14.0	14.7	15.3	15.9
	構造 B 1	MT	10.6	11.2	11.7	12.2	12.8	13.3
		AT	9.8	10.3	10.8	11.3	11.8	12.3
	構造 B 2	MT	10.2	10.8	11.3	11.8	12.3	12.8
		AT	9.7	10.2	10.7	11.2	11.7	12.2
3. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	構造 A	MT	14.2	15.0	15.7	16.4	17.1	17.8
		AT	12.7	13.4	14.0	14.7	15.3	15.9
	構造 B 1	MT	10.3	10.9	11.4	11.9	12.4	12.9
		AT	9.6	10.1	10.6	11.1	11.6	12.0
	構造 B 2	MT	9.9	10.4	10.9	11.4	11.9	12.4
		AT	8.9	9.4	9.8	10.3	10.7	11.2
4. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	構造 A	MT	14.2	15.0	15.7	16.4	17.1	17.8
		AT	12.7	13.4	14.0	14.7	15.3	15.9
	構造 B 1	MT	10.0	10.5	11.0	11.5	12.0	12.5
		AT	9.4	9.9	10.4	10.9	11.3	11.8
	構造 B 2	MT	9.7	10.2	10.7	11.2	11.7	12.2
		AT	8.6	9.1	9.5	9.9	10.4	10.8
5. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	構造 A	MT	14.2	15.0	15.7	16.4	17.1	17.8
		AT	12.7	13.4	14.0	14.7	15.3	15.9
	構造 B 1	MT	9.8	10.3	10.8	11.3	11.8	12.3
		AT	9.1	9.6	10.1	10.5	11.0	11.4
	構造 B 2	MT	9.3	9.8	10.3	10.7	11.2	11.7
		AT	7.9	8.3	8.7	9.1	9.5	9.9

6. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	構造 A	MT	1 4 . 2	1 5 . 0	1 5 . 7	1 6 . 4	1 7 . 1	1 7 . 8
		AT	1 2 . 7	1 3 . 4	1 4 . 0	1 4 . 7	1 5 . 3	1 5 . 9
	構造 B 1	MT	9 . 7	1 0 . 2	1 0 . 7	1 1 . 2	1 1 . 7	1 2 . 2
		AT	8 . 8	9 . 3	9 . 7	1 0 . 2	1 0 . 6	1 1 . 0
	構造 B 2	MT	8 . 9	9 . 4	9 . 8	1 0 . 3	1 0 . 7	1 1 . 2
		AT	7 . 9	8 . 3	8 . 7	9 . 1	9 . 5	9 . 9
7. 車両重量が 1,871kg 以上	構造 A	MT	1 4 . 2	1 5 . 0	1 5 . 7	1 6 . 4	1 7 . 1	1 7 . 8
		AT	1 2 . 7	1 3 . 4	1 4 . 0	1 4 . 7	1 5 . 3	1 5 . 9
	構造 B 1	MT	9 . 7	1 0 . 2	1 0 . 7	1 1 . 2	1 1 . 7	1 2 . 2
		AT	8 . 5	9 . 0	9 . 4	9 . 8	1 0 . 2	1 0 . 7
	構造 B 2	MT	8 . 9	9 . 4	9 . 8	1 0 . 3	1 0 . 7	1 1 . 2
		AT	7 . 9	8 . 3	8 . 7	9 . 1	9 . 5	9 . 9

(2) ディーゼル車

(単位 : km/ℓ)

区 分			燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値
1. 車両重量が 1,421kg 未満	構造 A 又は 構造 B 1	MT	14.5	15.3	16.0	16.7
		AT	13.1	13.8	14.5	15.1
	構造 B 2	MT	14.3	15.1	15.8	16.5
		AT	12.5	13.2	13.8	14.4
2. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	構造 A 又は 構造 B 1	MT	14.1	14.9	15.6	16.3
		AT	12.8	13.5	14.1	14.8
	構造 B 2	MT	12.9	13.6	14.2	14.9
		AT	11.8	12.4	13.0	13.6
3. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	構造 A 又は 構造 B 1	MT	13.8	14.5	15.2	15.9
		AT	11.5	12.1	12.7	13.3
	構造 B 2	MT	12.6	13.3	13.9	14.5
		AT	10.9	11.5	12.0	12.6
4. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	構造 A 又は 構造 B 1	MT	13.6	14.3	15.0	15.7
		AT	11.3	11.9	12.5	13.0
	構造 B 2	MT	12.4	13.1	13.7	14.3
		AT	10.6	11.2	11.7	12.2
5. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	構造 A 又は 構造 B 1	MT	13.3	14.0	14.7	15.3
		AT	11.0	11.6	12.1	12.7
	構造 B 2	MT	12.0	12.6	13.2	13.8
		AT	9.7	10.2	10.7	11.2
6. 車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	構造 A 又は 構造 B 1	MT	12.8	13.5	14.1	14.8
		AT	10.8	11.4	11.9	12.5
	構造 B 2	MT	11.3	11.9	12.5	13.0
		AT	9.5	10.0	10.5	11.0
7. 車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	構造 A 又は 構造 B 1	MT	12.3	13.0	13.6	14.2
		AT	10.3	10.9	11.4	11.9
	構造 B 2	MT	11.2	11.8	12.4	12.9
		AT	9.0	9.5	9.9	10.4
8. 車両重量が 2,101kg 以上	構造 A 又は 構造 B 1	MT	11.7	12.3	12.9	13.5
		AT	9.4	9.9	10.4	10.9
	構造 B 2	MT	11.1	11.7	12.3	12.8
		AT	8.8	9.3	9.7	10.2

5. 小型バス（乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 以下）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値
1. ガソリン車	8.5	9.0	9.4	9.8	10.2	10.7
2. ディーゼル車	9.7	10.2	10.7	11.2	—	—

6. トラック等（車両総重量 3.5 t 超の貨物自動車）

（単位：km/ℓ）

区 分		燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値
車両総重量	最大積載量				
1. 車両総重量が 3.5 t 超 7.5 t 以下	1.5 t 以下	10.83	11.38	11.92	12.46
	1.5 t 超 2.0 t 以下	10.35	10.87	11.39	11.91
	2.0 t 超 3.0 t 以下	9.51	9.99	10.47	10.94
	3.0 t 超	8.12	8.53	8.94	9.34
2. 車両総重量が 7.5 t 超 8.0 t 以下		7.24	7.61	7.97	8.33
3. 車両総重量が 8.0 t 超 10.0 t 以下		6.52	6.85	7.18	7.50
4. 車両総重量が 10.0 t 超 12.0 t 以下		6.00	6.30	6.60	6.90
5. 車両総重量が 12.0 t 超 14.0 t 以下		5.69	5.98	6.26	6.55
6. 車両総重量が 14.0 t 超 16.0 t 以下		4.97	5.22	5.47	5.72
7. 車両総重量が 16.0 t 超 20.0 t 以下		4.15	4.36	4.57	4.78
8. 車両総重量が 20.0 t 超		4.04	4.25	4.45	4.65

7. トラクタ（車両総重量 3.5 t 超の貨物自動車）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値
1. 車両総重量が 20.0 t 以下	3.09	3.25	3.40	3.56
2. 車両総重量が 20.0 t 超	2.01	2.12	2.22	2.32

8. 路線バス（乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 超）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値
1. 車両総重量が 3.5 t 超 8.0 t 以下	6.97	7.32	7.67	8.02
2. 車両総重量が 8.0 t 超 10.0 t 以下	6.30	6.62	6.93	7.25
3. 車両総重量が 10.0 t 超 12.0 t 以下	5.77	6.06	6.35	6.64
4. 車両総重量が 12.0 t 超 14.0 t 以下	5.14	5.40	5.66	5.92
5. 車両総重量が 14.0 t 超	4.23	4.45	4.66	4.87

9. 一般バス（乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 超）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +5%値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +15%値
1. 車両総重量が 3.5 t 超 6.0 t 以下	9. 0 4	9. 5 0	9. 9 5	1 0. 4 0
2. 車両総重量が 6.0 t 超 8.0 t 以下	6. 5 2	6. 8 5	7. 1 8	7. 5 0
3. 車両総重量が 8.0 t 超 10.0 t 以下	6. 3 7	6. 6 9	7. 0 1	7. 3 3
4. 車両総重量が 10.0 t 超 12.0 t 以下	5. 7 0	5. 9 9	6. 2 7	6. 5 6
5. 車両総重量が 12.0 t 超 14.0 t 以下	5. 2 1	5. 4 8	5. 7 4	6. 0 0
6. 車両総重量が 14.0 t 超 16.0 t 以下	4. 0 6	4. 2 7	4. 4 7	4. 6 7
7. 車両総重量が 16.0 t 超	3. 5 7	3. 7 5	3. 9 3	4. 1 1

備考

- 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
- 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。
- 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
- 「構造B1」とは、構造Bのうち備考3ロに掲げる要件に該当する構造をいう。
- 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。
- 「燃費基準+20%（+10%、+5% など）値」とは、燃費基準値に 120/100（+10%については 110/100、+5%については 105/100 など）を掛け少数第2位（車両総重量 3.5 t 超のものは少数第3位）を切り上げたもの。

平成 22 年度燃費基準値及び減税対象基準値

1. 乗用車（ガソリン車）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費 基準値	燃費基準 +32%値	燃費基準 +38%値	燃費基準 +50%値	燃費基準 +65%値	燃費基準 +80%値	燃費基準 +95%値	燃費基準 +110%値
1. 車両重量が 703kg 未満	21.2	28.0	29.3	31.8	35.0	38.2	41.3	44.5
2. 車両重量が 703kg 以上 828kg 未満	18.8	24.8	25.9	28.2	31.0	33.8	36.7	39.5
3. 車両重量が 828g 以上 1,016kg 未満	17.9	23.6	24.7	26.9	29.5	32.2	34.9	37.6
4. 車両重量が 1,016kg 以上 1,266kg 未満	16.0	21.1	22.1	24.0	26.4	28.8	31.2	33.6
5. 車両重量が 1,266kg 以上 1,516kg 未満	13.0	17.2	17.9	19.5	21.5	23.4	25.4	27.3
6. 車両重量が 1,516kg 以上 1,766kg 未満	10.5	13.9	14.5	15.8	17.3	18.9	20.5	22.1
7. 車両重量が 1,766kg 以上 2,016kg 未満	8.9	11.7	12.3	13.4	14.7	16.0	17.4	18.7
8. 車両重量が 2,016kg 以上 2,266kg 未満	7.8	10.3	10.8	11.7	12.9	14.0	15.2	16.4
9. 車両重量が 2,266kg 以上 kg	6.4	8.4	8.8	9.6	10.6	11.5	12.5	13.4

2. 貨物自動車（ガソリン車）

（単位：km/ℓ）

区 分				燃費基準値	燃費基準 +32%値	燃費基準 +38%値	燃費基準 +44%値	燃費基準 +50%値	燃費基準 +57%値
自動車の種別	変速装置 の方式	車両重量	自動車の 構造						
1. 軽自動車	MT	703kg 未満	構造 A	20.2	26.7	27.9	29.1	30.3	31.7
			構造 B	17.0	22.4	23.5	24.5	25.5	26.7
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	18.0	23.8	24.8	25.9	27.0	28.3
			構造 B	16.7	22.0	23.0	24.0	25.1	26.2
		828kg 以上		15.5	20.5	21.4	22.3	23.3	24.3
	AT	703kg 未満	構造 A	18.9	24.9	26.1	27.2	28.4	29.7
			構造 B	16.2	21.4	22.4	23.3	24.3	25.4
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	16.5	21.8	22.8	23.8	24.8	25.9
			構造 B	15.5	20.5	21.4	22.3	23.3	24.3
		828kg 以上		14.9	19.7	20.6	21.5	22.4	23.4
2. 車両総重量 が1.7トン 以下のもの	MT	1,016kg 未満		17.8	23.5	24.6	25.6	26.7	27.9
		1,016kg 以上		15.7	20.7	21.7	22.6	23.6	24.6
	AT	1,016kg 未満		14.9	19.7	20.6	21.5	22.4	23.4
		1,016kg 以上		13.8	18.2	19.0	19.9	20.7	21.7
3. 車両総重量 が1.7トン 超2.5トン 以下のもの	MT	1,266kg 未満	構造 A	14.5	19.1	20.0	20.9	21.8	22.8
			構造 B	12.3	16.2	17.0	17.7	18.5	19.3
		1,266kg 以上 1,516kg 未満		10.7	14.1	14.8	15.4	16.1	16.8
		1,516kg 以上		9.3	12.3	12.8	13.4	14.0	14.6
	AT	1,266kg 未満	構造 A	12.5	16.5	17.3	18.0	18.8	19.6
			構造 B	11.2	14.8	15.5	16.1	16.8	17.6
		1,266kg 以上		10.3	13.6	14.2	14.8	15.5	16.2

備考

- 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
- 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。
- 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
- 「燃費基準+32%（+38%、+50%など）値」とは、燃費基準値に132/100（+38%については138/100、+50%については150/100など）を掛け少数第2位を四捨五入したもの。

中古車特例（自動車取得税）の概要

〔適用期間〕 ・自動車取得税（取得税）：平成29年4月1日～平成31年3月31日
・乗用車については、1年ごとに要件を切上げた上で、2年間の延長（乗用車の各年度の適用期間は下記に記載）
〔適用内容〕 ・適用期間中に新車新規登録等を受けるもの以外の車であって減税対象車を取得する場合に限り、特例措置が適用

1. 乗用車

○平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

対象・要件等		特例措置の内容							
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合)		取得価額から45万円控除							
	燃費性能	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準				
	排ガス性能	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	+30%	+40%
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	取得価額 から 5万円控除			取得価額 から 15万円控除	取得価額 から 25万円控除	取得価額 から 45万円控除		

○平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

対象・要件等		特例措置の内容								
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合)		取得価額から45万円控除								
	燃費性能	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準					
	排ガス性能	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	+30%	+40%	+50%
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	取得価額 から 5万円控除			取得価額 から 15万円控除	取得価額 から 25万円控除	取得価額 から 35万円控除	取得価額 から 45万円控除		

【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	+10%	+20%
平成22年度燃費基準	+38%	50%

【平成32年度燃費基準への読み替え】

平成32年度燃費基準	達成	+10%	+20%	+30%	+40%
平成22年度燃費基準	+50%	+65%	+80%	+95%	+110%

2. 軽量車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		取得価額から45万円控除					
	燃費性能 排ガス性能	平成27年度燃費基準					
		達成	+5%	+10%	+15%	+20%	+25%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減		取得価額 から 5万円控除	取得価額 から 15万円控除	取得価額 から 25万円控除	取得価額 から 35万円控除	取得価額 から 45万円控除

【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	+5%	+10%	+15%	+20%	+25%
					
平成22年度燃費基準	+32%	+38%	+44%	50%	57%

3. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		取得価額から45万円控除			
	燃費性能 排ガス性能	平成27年度燃費基準			
		達成	+5%	+10%	+15%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	取得価額から 15万円控除	取得価額から 25万円控除	取得価額から 35万円控除	取得価額から 45万円控除
	平成17年排ガス規制50%低減 又は 平成30年排ガス規制25%低減		取得価額から 15万円控除	取得価額から 25万円控除	取得価額から 35万円控除

4. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ・プラグインハイブリッド自動車		取得価額から45万円控除			
	燃費性能 排ガス性能	平成27年度燃費基準			
		達成	+5%	+10%	+15%
ディーゼル車 (ハイブリッド車のみ)	平成21年排ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排ガス規制適合	取得価額から 15万円控除	取得価額から 25万円控除	取得価額から 35万円控除	取得価額から 45万円控除

軽自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕・平成29年4月1日～平成31年3月31日

〔適用内容〕・適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等				特例措置の内容
乗用車	・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）			概ね75%軽減
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	排ガス性能	燃費性能	
		平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	平成32年度燃費基準+30%達成	概ね50%軽減
			平成32年度燃費基準+10%達成	概ね25%軽減
軽貨物車	・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）			概ね75%軽減
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	排ガス性能	燃費性能	
		平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
			平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

○ 重 課

〔適用内容〕初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車：概ね20%重課

※ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く

自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 ・平成29年4月1日～平成31年3月31日

〔適用内容〕 ・適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等				特例措置の内容
乗用車	・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・ プラグインハイブリッド自動車 ・ クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合)			概ね75%軽減
	ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能	
		平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	平成32年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減
			平成32年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減
重量車等 (バス・トラック)	・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・ プラグインハイブリッド自動車			概ね75%軽減

○ 重 課

〔適用内容〕 ・新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※1) ： 概ね15%重課(※2)

- ・ ガソリン車、LPG車 ： 13年超
- ・ ディーゼル車 ： 11年超

※1 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※2 バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、概ね10%重課

都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

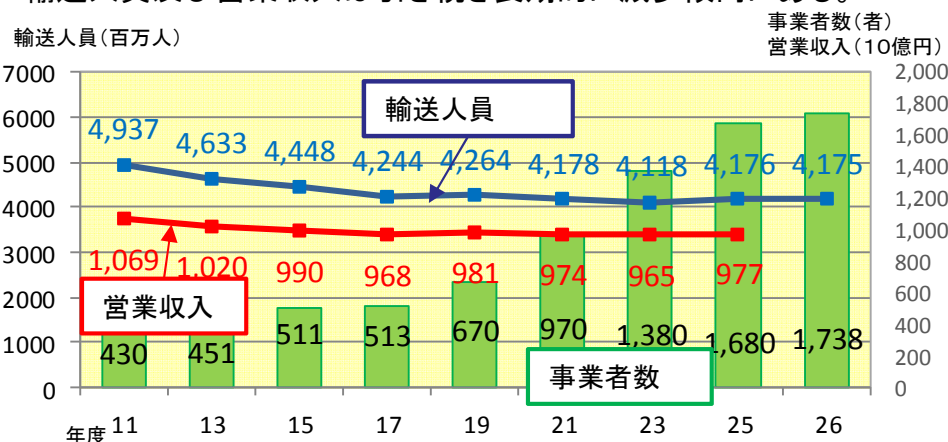
地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を2年間延長する。

施策の背景

- 少子高齢化に伴う人口減少やマイカーの増加等により、バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、昨今の景気の低迷や燃料価格の高止まり等もあり、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。
- 地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者をはじめとする誰もがアクセスしやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

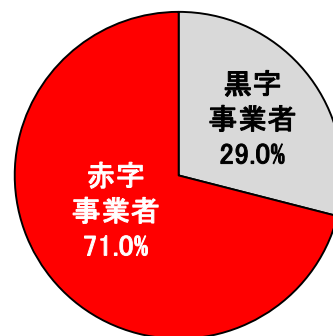
乗合バス事業の現状

輸送人員及び営業収入は引き続き長期的に減少傾向にある。



乗合バス事業者の収支状況

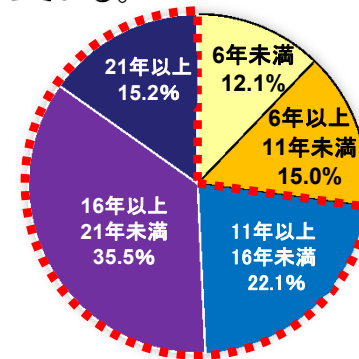
乗合バス事業者の **7割強** が赤字事業者となっている。



※平成26年度

乗合バス車両の車齢

乗合バス車両の車齢の分布をみると、**7割強** が11年を超える車両となっている。



※過去7年間に運賃改定を実施した35事業者6,435両の集計

施策の目標

地方バス路線の維持率 **98.3%** (平成27年度) ➡ **100%** (平成30年度)

バリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車取得税）

バリアフリー車両は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない投資であり、高齢者、障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づくバリアフリー化の推進や、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施を目指し、交通機関等の先進的なバリアフリー化を実現させるため、目標達成に向けて普及促進を加速させていく必要がある。

施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」による目標【平成32年度末目標（平成26年度末実績）】

□ノンステップバス：約70%（47.0%）

□リフト付きバス：約25%（5.7%）

□福祉タクシー（UDタクシー含む）：28,000台（14,644台）

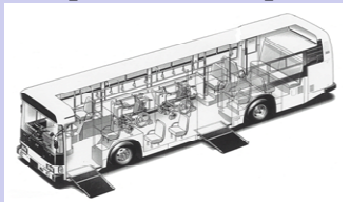
要望結果

バリアフリー車両に係る特例措置について、2年間延長

ノンステップバス	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から1,000万円を控除
リフト付きバス（乗車定員30人以上）	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から650万円を控除
リフト付きバス（乗車定員30人未満）	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から200万円を控除
ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）	バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両の取得価額から100万円を控除

乗合バス事業者（路線定期運行に限る）

【ノンステップバス】



【リフト付きバス：乗車定員30人以上】



【リフト付きバス：乗車定員30人未満】



タクシー事業者

【ユニバーサルデザインタクシー】



先進安全自動車(ASV)に係る特例措置の延長（自動車取得税）

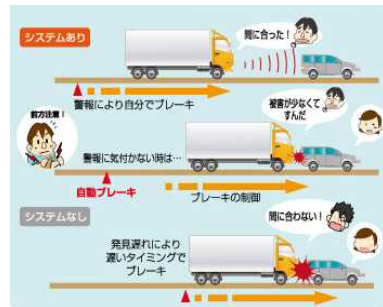
先進安全自動車(ASV)技術を備えるトラック・バスに係る自動車取得税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 交通事故死者数4,117人、負傷者数約67万人(平成27年)など、依然として厳しい状況。特に関越道におけるバス事故(平成24年4月)、北陸道におけるバス事故(平成26年3月)、さらには軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)にみられるとおり、バス、トラック等の大型車両は、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高い。
- 先進技術を用いてドライバーの安全運転を支援する「ASV装置」は、高い事故削減効果が期待される一方、価格が高額で購入者の負担が大きい。
- バス・トラックに対するASV装置の基準化・義務化を進めるとともに、義務化までの間、税制上の特例を講じることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

衝突被害軽減ブレーキ

前方の障害物との衝突を予測して警報し、衝突被害を軽減するために制動を制御



事故削減効果

	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,863件	894,281件
事故低減効果	350件 (7.2%)	51,241件 (5.7%)

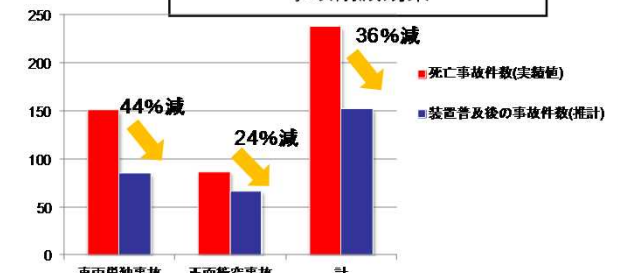
※1 平成22年事故件数より試算
※2 事故件数は全車種区分の総計
※3 減速制御によって車両速度が20km/h減少とすると仮定し、減少後の速度帯における事故発生比率から低減件数を算出

車両安定性制御装置

車両の横滑りの状況に応じて、制動力や駆動力を制御し、横滑りや転覆を防止



事故削減効果



要望の結果

衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置を備えるトラック・バスに係る自動車取得税(地方税)の特例措置を2年間延長する。

特例の内容

	継続 自動車重量税 (～H30.4.30)	延長 自動車取得税 (今回要望)
1装置装着	50%軽減(初回のみ)	取得価額から350万円控除
両装置装着	75%軽減(初回のみ)	取得価額から525万円控除

特例の対象

対象車両	車両総重量	ASV装置	
トラック	3.5トン超8トン以下 8トン超22トン以下(※1)	衝突被害軽減 ブレーキ	車両安定性 制御装置
バス	5トン以下(※2) 5トン超12トン以下		

※1 車両総重量20トン超22トン以下のトラックについては両装置装着に限り、自動車取得税:取得価額から350万円控除

※2 車両総重量5トン以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る

お知らせ

先進安全自動車（ASV[※]）に対する 税制特例が延長・拡充されます

～税制特例の対象期間が延長されるとともに、軽井沢スキーバス事故を受けたバス車両に係る所要の措置として車線逸脱警報装置が対象装置に追加されました～

衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置が搭載されたトラック、バスに対して初回新規登録（新車時に限る）時の自動車重量税及び自動車取得税の特例措置を行っておりますが、特例措置を延長するとともに、一部対象装置が追加となっております。

※ ASV・・・Advanced Safety Vehicle の略で、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車を指す。

対象装置

- ① 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置
- ② 車線逸脱警報装置（12トン超のバスに限る）

特例の内容	自動車重量税	自動車取得税
① 1装置装着	50%軽減	取得価額から350万円控除
① 両装置装着	75%軽減	取得価額から525万円控除
② 車線逸脱警報装置装着	25%軽減	取得価額から175万円控除

対象自動車		対象期間	
車種	車両総重量	自動車重量税	自動車取得税
① トラック	8トン超22トン以下 3.5トン超8トン以下	平成27年5月1日～ 平成30年4月30日	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日
① バス	5トン超12トン以下 5トン以下		
② バス	12トン超	平成29年4月1日～ 平成30年4月30日	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日

※ 車両総重量20トン超22トン以下のトラックについて、1装置装着の特例期間は平成28年10月31日まで
平成28年11月1日以降は両装置装着に限り、自動車重量税：50%軽減、自動車取得税：取得価額から350万円控除（自動車取得税は平成30年10月31日まで）

※ 車両総重量8トン超20トン以下のトラックについて、1装置装着の特例期間は平成30年10月31日まで（自動車取得税のみ）平成30年11月1日以降は両装置装着に限り、自動車取得税：取得価額から350万円控除

※ 車両総重量5トン以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る

※ 牽引車（トラクタ）及び被牽引車（トレーラ）を除く

※ 対象になる自動車につきましては、各自動車メーカーへお問い合わせ下さい

☆ 対象自動車は自動車検査証の備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」、「車両安定性制御装置搭載車」及び「車線逸脱警報装置搭載車」と記載されます。

税制特例に関する取扱いの概要

初回新規登録のための新規検査時（予備検査含む）に衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置が搭載されていることを証明する書面が必要となります。

※初回新規登録後の書面の提出による減税措置は受けられませんのでご注意ください。

対象となる自動車がエコカー減税やバリアフリー減税の対象でもある場合は、

- ・自動車重量税は軽減率の高い減税が優先（同一の軽減率の場合はエコカー減税が優先）されます。
- ・自動車取得税はエコカー減税、バリアフリー減税、ASV減税のうちいずれかを申告者が選択できます。

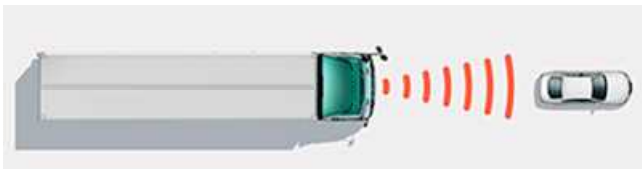
※自動車取得税につきましては、各都道府県税窓口へお問い合わせ下さい。

なお、個々の自動車の架装内容等により、減税額が変わりますので、購入予定の各自動車販売店等にお問い合わせ下さい。

参考：ASV装置の概要

衝突被害軽減ブレーキ

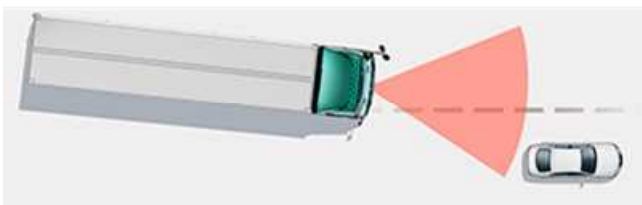
カメラやレーダーなどで前の自動車を検知して、追突するおそれがある場合には、音や警告灯などでドライバーに警告してブレーキ操作による衝突回避を促し、さらにブレーキ操作が無くこのままでは追突が避けられないとシステムが判断した場合には、被害を軽減するために自動的にブレーキが作動する。



（警告灯の表示例）

車線逸脱警報装置

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合やはみ出した場合に、音や警告灯などでドライバーに知らせる。



（警告灯の表示例）

車両安定性制御装置

車両の横滑りの状況に応じて、制動力や駆動力を制御し、横滑りや転覆を防止する。

